

1 ドメスティック・バイオレンス (DV) とは

◆配偶者や恋人・パートナーから振るわれる暴力

ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、「配偶者 (事実婚も含む) や、恋人・パートナーなど親密な関係にある人や、過去に親密な関係にあった人から振るわれる暴力」のことをいいます。

◆これまでDVの被害者のほとんどは女性でした…

DVは、個人の問題として片付けられるものではなく、社会的構造も大きく関係しているといわれています。例えば、妻は夫の言うことに従うものといった旧来の社会通念や、妻の収入が少なく離婚したくてもできないといった男女の経済格差の問題などが、妻の行動の自由を奪い、暴力的な環境から逃げることを難しくさせているという面があるからです。

近年は、男性の被害者も増加傾向にありますが、女性の方が被害経験の割合が高く、DVは「女性に対する暴力根絶」の大きな課題となっています。

◆DVは重大な人権侵害行為です

DVは、重大な人権侵害行為です。DVが傷害や時には殺人などの刑事事件に発展することも少なくありません。

ところが、近年まで、DVはそれほど問題視されていませんでした。それは、長い間、配偶者間の暴力は、痴話げんかや家庭の問題と考えられ、外部の人間が関与することではないとの意識が強かったからです。そのため、傷害事件や殺人事件にまで発展しない限り警察は介入せず、行政も社会問題として取り組むことはありませんでした。こうして長い間、DVの問題は見過ごされてきたのです。

配偶者暴力防止法

2001 (平成13) 年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(配偶者暴力防止法) が公布・施行 (一部は2002 (平成14) 年施行) されました。(2019 (令和元) 年一部改正)。この法律は、人権の擁護及び男女平等の実現を目指す法律です。暴力の防止だけでなく、被害者の保護や相談、自立支援の実現も目的としています。

*対象には、配偶者のみならず、元配偶者や生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手も含まれます。